

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：人口減少社会と法分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本の総人口は、2010年前後から減少に転じたと観測されている。少子高齢化はいわれて久しいが、それに加えて、人口減少社会が到来したわけである。日本のこれまでの法と政策は、多かれ少なかれ人口の右肩上がりを前提として組み立てられていた。そのような前提は、もはや維持することができない。新しいパラダイムが求められているが、その方向性と内容はいまだ十分には議論されていない。そもそも人口減少を深刻な問題と捉えるかどうかについても、見解の対立がある。本分科会は、このような状況を踏まえつつ、人口減少社会を見据えて、これからの法と政策のあり方を検討することを課題とする。 問題の対象領域は膨大であり、そのすべてを取り上げることはできない。いくつかの問題領域を具体的素材として問題に接近することになる。法学を中心とするが、問題の性格上、経済学、社会学などを含めた学際的な問題へのアプローチが要請されるであろう。
4	審議事項	(1) 都市政策・地域政策（都市計画法、地方自治法……）、社会保障政策（介護、年金……）、雇用政策（非正規雇用問題、外国人労働者問題……）など。 (2) これ以外にも、参加者の関心に合わせて、適宜に問題を取り上げる。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※新規設置